

■届出対象行為

行為の種類		市域全域 (景観形成重点地区を除く)	景観形成重点地区 (宮沢湖周辺地区)
建築物	新築、増築、 改築、移転	高さが15mを超えるもの又は 建築面積が1,000㎡を超えるもの	高さが10mを超えるもの又は 建築面積が150㎡を超えるもの
	外観変更となる 修繕、模様替、 色彩変更	上記の建築物で、外観変更の面積 が各立面の1/3を超えるもの	上記の建築物で、外観変更の面積 が各立面の1/5を超えるもの
工作物	新築、増築、 改築、移転	高さが15mを超えるもの	高さが10mを超えるもの
	外観変更となる 修繕、模様替 色彩変更	上記の工作物で、外観変更の面積 が各立面の1/3を超えるもの	上記の工作物で、外観変更の面積 が各立面の1/5を超えるもの
開発行為		(届出不要)	すべて(自己の居住の用に供する 住宅の建築に係る行為を除く)
物件の堆積		(届出不要)	堆積に係る土地の面積が500㎡を 超えるもの又は堆積の高さが1.5 mを超えるもの

次のいずれかに該当する場合等は適用除外(届出不要)

- ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・ 仮設の工作物の建設等
- ・ 法令等による義務の履行として行う行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為